

浜の活力再生プラン

令和 6 ～10年度

第 3 期

1 地域水産業再生委員会

組織名	宮城県中部地区地域水産業再生委員会（漁船漁業）
代表者名	会長 石森 裕治（宮城県漁業協同組合石巻総合支所運営委員長）

再生委員会の構成員	石巻市、女川町、登米市、石巻水産振興協議会、北上川漁業協同組合、牡鹿漁業協同組合、宮城県漁業協同組合、宮城県水産業経営支援協議会
オブザーバー	宮城県

対象となる地域の範囲及び漁業の種類	宮城県中部地区（登米市・石巻市・女川町） 【漁船漁業者】 ・火光利用敷網漁業 64者 ・おきあみ1そうびき機船船びき網漁業 23者 ・すくい網漁業 22名 ・いかつり漁業 20名 ・さより機船船びき網漁業 42名 ・刺網漁業 201者 ・小型底曳網漁業 133名 ・貝桁漁業 39名 ・定置漁業 17者 ・さんま棒受網漁業 12者 ・かご漁業 348名 ・はも胴漁業 59名 ほか ※ 1 経営体が複数漁業（養殖業含む）を兼業しているため、漁業種類別合計は漁船漁業者数合計より多い。 【磯根資源採捕者】 宮城県漁業協同組合管内 1,128名 牡鹿漁業協同組合管内 80名 (令和 5 年 3 月 31 日現在)
-------------------	--

2 地域の現状

(1) 関連する水産業を取り巻く現状等

当プランで対象とする宮城県中部地区は、石巻市、女川町及び登米市からなり、牡鹿半島以北は湾が入り組み複雑な地形を有するリアス海岸を呈する一方、半島以南は仙台湾に面し遠浅な砂浜海岸が広がるなど、地形変化に富むのが特徴である。沖合では親潮と黒潮がぶつかり世界屈指の好漁場が形成され、また、内陸部においてはサケ増殖事業が盛んに行われており、古くから漁業を基幹産業の一つとして栄えてきた地域である。

そのため、国内有数の規模を誇る石巻市水産物地方卸売市場（以下、「石巻魚市場」）やサンマ水揚げで全国屈指の女川町地方卸売市場（以下、「女川魚市場」）などが点在し、後背地には多くの水産加工関連施設が集積している。

また、当地域は、漁船漁業において季節ごとに多種多様な魚種が様々な漁法で漁獲され、また、カキ、ノリ、ワカメ、ホタテ、ギンザケ、ホヤなどの養殖業も盛んに営まれるなど、全国でも有数の漁業・養殖業の生産地である。

平成23年3月11日の東日本大震災により失われた地区内の漁港や関連施設、漁船、漁具等は、国・県・市町等の各種支援事業を活用し概ね復旧が完了したが、水産資源の減少や魚価低迷に加え、燃油・資材等の価格高騰による漁業経費の増大や、漁業担い手の不足など、漁

業経営を取り巻く環境は厳しさを増している。加えて、令和5年8月から東京電力福島第一原子力発電所ALPS処理水の海洋放出が開始され、風評等の影響が懸念される。

このような厳しい経営状況や労働環境によって後継者が育たず、高齢化が深刻化し、漁業・漁村の活力が失われつつあることから、漁業担い手の確保・育成を図り、地域の活性化を図る必要がある。

(2) その他の関連する現状等

石巻市は県内で第2位の人口となっている。石巻市の「道の駅上品の郷」、「いしのまき元気いちば」や女川町の「シーパルピア女川 地元市場ハマテラス」等が観光の中心となっており、その他にも自然豊かな沿岸部が景勝地としての役割も担っている。令和3年3月には県内の三陸沿岸道路の全線開通により、震災前に比べて仙台圏内はもとより県北部へのアクセスも大幅に向上し、近隣の都市圏域との往来も増えている。

当地区の人口は石巻市135,000人、女川町6,000人、登米市74,000人（概数）となっているが、いずれも年々減少しており、特に女川町では震災後の減少が著しい状況となっている。

3 活性化の取組方針

(1) 前期の浜の活力再生プランにかかる成果及び課題等

--

(2) 今期の浜の活力再生プランの基本方針

1 漁業収入向上のための取組

(1) 資源の持続安定利用

各漁業種類において、漁業資源の持続安定化を図りつつ操業し、魚価及び漁業収入の維持・向上を図る。

(2) サケふ化放流事業の推進

近年、来遊状況が低迷しているサケ資源の安定・増大を図るため、漁業者とふ化場関係者が協力し、河川への放流のほか、海中飼育による健苗の放流にも取り組む。また、定置網漁業、刺網漁業者が必要に応じて網揚げ協力を実施することにより、河川遡上増大を促す。

(3) 付加価値向上対策の推進

気仙沼魚市場及び志津川魚市場を流通拠点として、必要な基盤強化対策を講じるとともに高度衛生管理の取組を推進し、漁獲物の付加価値向上を図る。

(4) 不漁対策・魚種転換

海洋環境の変化、燃油・資材価格高騰による経営悪化等の状況を踏まえ、地域特性、経営の状況と課題などを考慮の上、新たな操業体制への転換や対策に取り組む。

(5) 磯根資源の維持・確保

アワビ稚貝放流数の増大や磯焼け対策、ナマコ資源管理等の取組を実施し、磯根資源の維持・培養を図る。

2 漁業コスト削減のための取組

(1) 船底清掃・減速航行の徹底

定期的な船底清掃・付着生物防止処理、入出港時の減速航行の徹底により燃油消費量の削減を図る。

(2) 省エネ型機器の導入

省エネ型推進機関等の積極的な導入により、燃油消費量の削減を図る。

(3) 漁業種別のコスト削減の取組

さんま棒受網漁業へのLED集魚灯導入、おきあみ1そうびき機船船びき網、すくい網漁業の操業調整による燃油消費量削減、いかつり漁業の昼間操業等のコスト削減策を検討・実施する。

3 漁村の活性化のための取組

(1) 漁業者育成・担い手対策の推進

漁労作業の効率化・省略化、簿記等に関する研修を行い、漁業担い手の資質向上を図るほか、県や市町の担い手確保支援策と連携し、新規就業希望者を広く募集するとともに、漁業の知識・技術等の習得に向けた研修を行う。また、漁業への関心を高めるため、漁協青年部等が漁業体験等の受入れを行う。

(2) 地元水産物の発信・PR

物産施設における水産物の販売や、「みやぎ水産の日」に合わせて行う販促イベント、地域イベントを通して、地元水産物を積極的に発信し、知名度向上・需要拡大を図る。

(3) 漁港施設等の適切な維持管理

効率的で安全な漁労環境を確保するために漁港施設・海岸施設を整備し、老朽化対策を行いつつ、施設の適正な維持管理を行う。

(3) 資源管理に係る取組

宮城県漁業調整規則、宮城県漁業協同組合各地区漁業権行使規則、まだら刺網漁業に係る宮城海区漁業調整委員会指示、火光利用敷網漁業に係わる自主調整方針、おきあみ1そうびき機船船びき網漁業に係わる自主調整方針、おきあみすくい網漁業に係わる自主調整方針、いかつり漁業に係わる自主調整方針、さより機船船びき網漁業に係わる自主調整方針、まだら刺網漁業に係わる自主調整方針、仙台湾小型漁船漁業に関わる操業自主調整方針、宮城県海域におけるアワビ漁業の資源管理協定、宮城県海域におけるツノナシオキアミ（イサダ）漁業の資源管理協定、宮城県海域におけるイカナゴ漁業の資源管理協定、宮城県定置網漁業資源管理協定、宮城県ヒラメ・マコガレイ漁業資源管理協定、宮城県スルメイカ資源管理協定、宮城県海域におけるシロサケ漁業の資源管理協定、宮城県貝桁漁業資源管理協定（宮城県漁業協同組合）、宮城県貝桁漁業資源管理協定（渡波漁船漁業協同組合）、宮城県中部地区マアナゴ資源管理協定

(4) 具体的な取組内容

1 年目（令和 6 年度） 所得向上率（基準年比） 3.0%

漁業収入向上のための取組	(1) 資源の持続安定利用 各漁業種類において、以下の取組により、漁業資源の持続安定化を図りつつ操業することで、魚価及び漁業収入の維持・向上を図る。 なお、これらは漁業者が自主的に取り組むものであり、宮城県小型漁船漁業部会の各委員会で漁期前に協議・確認の上、実施する。 i) 火光利用敷網漁業（コウナゴ） 漁業者は、前出の自主調整方針・資源管理協定に基づき、漁協の管理の下で操業期間、1 隻 1 日当たりの漁獲量上限を定め、その徹底を図り、過剰漁獲防止と魚価安定を図る。 ii) おきあみ 1 そうびき機船船びき網漁業・すくい網漁業（イサダ） 漁業者は、前出の自主調整方針・資源管理協定に基づき、漁協の管理の下で年間総漁獲量、操業期間、操業時間、1 隻 1 日当たりの漁獲量上限を定め、その徹底を図り、過剰漁獲防止と魚価安定を図る。 iii) いかつり漁業（スルメイカ） 漁業者は、前出の自主調整方針・資源管理協定に基づき、漁協の管理の下で 1 隻 1 日当たりの漁獲量上限を定めるとともに、魚体損傷を最小限に留めるべく、船上での規格毎（1 箱 5 kg 当たり尾数：15～50 尾入、20 尾入中心）の箱詰めを徹底して高付加価値化を図る。 iv) さより機船船びき網漁業 漁業者は、前出の自主調整方針に基づき、漁協の管理の下で操業期間、1 ヶ統 1 日当たり漁獲量上限を定め、その徹底を図り、過剰漁獲防止と魚価安定を図る。 v) 刺網漁業（マダラ） 漁業者は、前出の自主調整方針に基づき、沖合での操業時間を定めることにより、沖合底びき網漁船との協調操業体制を継続し、漁獲量の向上・安定化を図る。併せて、網入れ時間を短縮し、漁獲されるマダラの鮮度を保持して高付加価値化を図る。 vi) せん漁業（はも胴漁業） 沖合及び小型底曳網漁船と操業時間・操業場所を調整し海域を拡大しての操業を可能とすることで、漁獲量の向上・安定化を図る。 刺網漁業者、せん漁業者（アナゴ筒、タコかご、ツブかご、カニかご）、小型底びき網漁業者は主要漁場である仙台湾において、対象魚種及び時期ごとに漁場を分割し使い分けることで、効率的な操業と漁獲量の向上・安定を図るとともに、ワタリガニ（抱卵個体と 12cm 以下：自主的に設定）の再放流を行うことで資源維持、漁業収入の安定を図る。 i) ～ vi) の取組内容は、各漁業者が自主的に取り組むものであり、宮城県漁業協同組合の宮城県小型漁船漁業部会及び仙台湾漁船漁業部会の各委員会で漁期前に協議・確認の上、実施する。 vii) 貝桁漁業 貝桁漁業の主要漁獲対象となるアカガイについて、漁業者は、漁獲した小型個体（殻長 7 cm 未満：自主的に設定）を再放流し、漁獲可能資源の増加及び漁業資源の持続的な利用を図る。 漁業者は、曳網時の割れ貝発生率を低減するため、1 回当たり曳網時間を短縮する。併せて、1 日当たり操業時間を短縮し、そこで生じた時間を活用し、漁獲物を規格別（殻長 5 mm 毎に 4 段階（中玉～特大））に分類して箱詰めするとともに、割れ貝等の選別を徹底し付加価値向上を図る。 漁業者は、グループによる輪番操業を実施する。また、法人化を見据えた共同経営の実施を検討する。
--------------	--

(2) サケふ化放流事業の推進

秋漁の主力のひとつであるサケについては、近年、全国的に来遊状況が低迷しており、資源の安定・増大を図るため、漁業者とふ化場関係者が健苗性の高い種苗の放流に向けて協力する。中部地区の放流尾数は、宮城県さけます増殖振興プラン（暫定版）に基づき前年度の20%増を目指しながら、より回帰効果の高いと考えられる種苗を放流することにより、サケ親魚来遊数の安定化及び増大を図り、漁業収入の維持・向上を目指す。

また、少なくとも令和7年度までは震災の影響による放流尾数減少の影響が続く、来遊数が低迷する可能性が高いことから、定置網漁業、刺網漁業者は当該漁期の漁獲状況を踏まえ、必要に応じて網揚げ協力を実施することにより、河川遡上増大を促し、放流事業の安定化を図る。

(3) 付加価値向上対策の推進

市町及び漁業者は、石巻魚市場・女川魚市場（自動選別機や運搬機器等の整備を含む）を流通拠点として、必要な基盤強化対策を講じるとともに高度衛生管理の取組を推進して、漁獲物の付加価値向上を図る。このため市町は、衛生管理・鮮度維持のための各種作業ルールを関係者に周知し、漁業者はこれを遵守する。また、石巻魚市場及び女川魚市場の鮮度保持施設を活用し、低温管理の徹底などにより漁獲物の高鮮度化を図る。

(4) 不漁対策・魚種転換

近年、本県沿岸域では親潮の北偏と黒潮の蛇行の影響が強く見られ、漁獲魚種、来遊時期の変化、漁獲の不安定化など、海洋環境が大きく変化している。また、燃油・資材価格の高騰や冷水性魚種の不漁による経営悪化に加え、海洋環境保全や資源保護への関心の高まりや漁業法改正による資源管理強化といった情勢の変化にさらされている。

このような状況を踏まえ、関係漁業種類においては、地域特性、経営の状況と課題などを考慮の上、下記方向性により、新たな操業体制への転換や対策に取り組む。

- i) 海洋環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できる操業体制の構築
- ii) 高付加価値化による収益性の高い漁業経営の確立
- iii) スマート水産技術等を活用した省力化や生産性の向上

(5) 磯根資源の維持・確保

全漁業者及び漁協は、関係機関と連携を図りながら、磯根資源の維持・培養を図る。

i) アワビ稚貝放流

アワビは、健全な稚貝の安定的確保が課題であることから、漁協は、漁場の環境変化などのリスクを分散するべく、調達先の多様化を図り安定的な稚貝の購入に努め、漁業者と協力して稚貝放流数を増やし、水揚げ数量の増大を図る。

ii) 磯焼けの防止

漁業者は養殖ワカメ・コンブの生産過程で発生した規格外品（切れ端等）を万丈カゴ又は筒状網に入れてアワビ・ウニの生息域の海底に投下（給餌）し、アワビ・ウニを人為的に肥育することで資源量の増大及び天然藻場の磯焼け防止に努める。また、関係機関と連携し、磯焼け漁場においてウニ除去やアラメ等の投入による藻場再生を図るとともに、小型個体の再放流等の資源保護にも取り組む。なお、除去したウニは、畜養・肥育後、身入り等を確認し、地域イベント等での試験販売を目指す。

iii) ナマコ資源管理等の取組

重要な磯根資源であるナマコについては、安定的な漁獲量が確保されるよう、漁業者による資源管理と適正利用、漁協青年部等による種苗生産・放流等の取組を通じて、資源の維持・増大を図る。

漁業コスト削減のための取組	(1) 船底清掃・減速航行の徹底 全漁業者は、定期的な船底清掃・付着生物防止処理、入出港時の減速航行の徹底に取り組み、燃油消費量の削減を図る。 (2) 省エネ型機器の導入 全漁業者は、機関換装や漁船建造の際、省エネ型推進機関等の積極的な導入により、燃油消費量の削減を図る。 (3) 漁業種別のコスト削減の取組 i) さんま棒受網漁業におけるLED集魚灯導入 さんま棒受網漁業者はLED集魚灯を積極的に導入する（既設置船は更なる換装を進める）ことにより、燃油消費量の削減を図る。 ii) おきあみ1そうびき機船船びき網及びすく網漁業者の操業調整 おきあみ1そうびき機船船びき網及びすくい網漁業者は、漁海況をもとに関係漁業者で協議して操業開始日を決定し、適期に効率的に操業を行うことで、燃油消費量の削減を図る。 iii) いかつり漁業者の昼間操業 いかつり漁業者は、昼釣り可能な岩手県以北の海域での操業比率を増やし、燃油消費量の削減を図る。 iv) 貝桁漁業者の操業時間・日数の削減 1日当たりの操業時間及び年間操業日数を短縮し、漁業コスト削減を図る。 上記以外の漁業種類においても、漁業者は、漁協とともにコスト削減策を検討・実施する。
漁村の活性化のための取組	(1) 漁業者育成・担い手対策の推進 i) 漁業担い手の知識・技術の向上 漁協は、漁業後継者候補者に対し、少子高齢化や漁業就業者の減少の中にあっても水揚げが確保できるよう、漁労作業の効率化・省略化、安全確保、簿記等について必要な知識・技術の習得に向けた研修を行い、若年漁業者の資質向上を図る。 ii) 新規就業者の確保 漁協は県による「みやぎ漁師カレッジ」や市町による担い手確保支援策と連携しながら、新規就業希望者を広く募集するとともに、地域漁業に関する知識や漁労技術等の習得に向けた研修を行う。また、漁業への関心を高めるため、漁協青年部等の団体が必要に応じて観光業界等とも連携しながら、漁業体験等の受入れを行う。 (2) 地元水産物の発信・PR 全漁業者及び市町は、毎月第1・第3日曜日（4月～12月開催）に行われる「石巻ふれあい朝市」や「いしのまき元気いちば」等の物産施設における水産物の販売、毎月第3水曜日「みやぎ水産の日」に合わせて行う販促イベント、「いしのまき大漁まつり」、「おながわ秋の収穫祭」等の地域イベントを通して、地元水産物を積極的に発信し、知名度向上・需要拡大を図る。 (3) 漁港施設等の適切な維持管理 市町は、効率的で安全な漁労環境を確保するために漁港施設・海岸施設を整備し、老朽化対策を行いつつ、施設の適正な維持管理を行う。
活用する支援措置等	浜の活力再生・成長促進交付金（国）、経営体育成総合支援事業（国）、被災地次世代漁業人材確保支援事業（国）、水産多面的機能発揮対策事業（国）、水産物供給基盤整備事業（国）、水産資源環境整備事業（国）、漁業者保証円滑化対策事業（国）、農山漁村地域整備交付金（国）、漁業経営セーフティネット構築事業（国）、漁船漁業復興完遂サポート事業（県）

漁業収入向上の ための取組	(1) 資源の持続安定利用 各漁業種類において、以下の取組により、漁業資源の持続安定化を図りつつ操業することで、魚価及び漁業収入の維持・向上を図る。 なお、これらは漁業者が自主的に取り組むものであり、宮城県小型漁船漁業部会の各委員会で漁期前に協議・確認の上、実施する。 i) 火光利用敷網漁業（コウナゴ） 漁業者は、前出の自主調整方針・資源管理協定に基づき、漁協の管理の下で操業期間、1 隻 1 日当たりの漁獲量上限を定め、その徹底を図り、過剰漁獲防止と魚価安定を図る。 ii) おきあみ 1 そうびき機船船びき網漁業・すくい網漁業（イサダ） 漁業者は、前出の自主調整方針・資源管理協定に基づき、漁協の管理の下で年間総漁獲量、操業期間、操業時間、1 隻 1 日当たりの漁獲量上限を定め、その徹底を図り、過剰漁獲防止と魚価安定を図る。 iii) いかつり漁業（スルメイカ） 漁業者は、前出の自主調整方針・資源管理協定に基づき、漁協の管理の下で 1 隻 1 日当たりの漁獲量上限を定めるとともに、魚体損傷を最小限に留めるべく、船上での規格毎（1 箱 5 kg 当たり尾数：15～50 尾入、20 尾入中心）の箱詰めを徹底して高付加価値化を図る。 iv) さより機船船びき網漁業 漁業者は、前出の自主調整方針に基づき、漁協の管理の下で操業期間、1 ヶ統 1 日当たり漁獲量上限を定め、その徹底を図り、過剰漁獲防止と魚価安定を図る。 v) 刺網漁業（マダラ） 漁業者は、前出の自主調整方針に基づき、沖合での操業時間を定めることにより、沖合底びき網漁船との協調操業体制を継続し、漁獲量の向上・安定化を図る。併せて、網入れ時間を短縮し、漁獲されるマダラの鮮度を保持して高付加価値化を図る。 vi) せん漁業（はも胴漁業） 沖合及び小型底曳網漁船と操業時間・操業場所を調整し海域を拡大しての操業を可能とすることで、漁獲量の向上・安定化を図る。 刺網漁業者、せん漁業者（アナゴ筒、タコかご、ツブかご、カニかご）、小型底びき網漁業者は主要漁場である仙台湾において、対象魚種及び時期ごとに漁場を分割し使い分けることで、効率的な操業と漁獲量の向上・安定を図るとともに、ワタリガニ（抱卵個体と 12cm 以下：自主的に設定）の再放流を行うことで資源維持、漁業収入の安定を図る。 i) ～vi) の取組内容は、各漁業者が自主的に取り組むものであり、宮城県漁業協同組合の宮城県小型漁船漁業部会及び仙台湾漁船漁業部会の各委員会で漁期前に協議・確認の上、実施する。 vii) 貝桁漁業 貝桁漁業の主要漁獲対象となるアカガイについて、漁業者は、漁獲した小型個体（殻長 7 cm 未満：自主的に設定）を再放流し、漁獲可能資源の増加及び漁業資源の持続的な利用を図る。 漁業者は、曳網時の割れ貝発生率を低減するため、1 回当たり曳網時間を短縮する。併せて、1 日当たり操業時間を短縮し、そこで生じた時間を活用し、漁獲物を規格別（殻長 5 mm 毎に 4 段階（中玉～特大））に分類して箱詰めするとともに、割れ貝等の選別を徹底し付加価値向上を図る。 漁業者は、グループによる輪番操業を実施する。また、法人化を見据えた共同経営の実施を検討する。 (2) サケふ化放流事業の推進 秋漁の主力のひとつであるサケについては、近年、全国的に来遊状況
--------------------------	---

が低迷しており、資源の安定・増大を図るため、漁業者とふ化場関係者が健苗性の高い種苗の放流に向けて協力する。中部地区の放流尾数は、宮城県さけます増殖振興プラン（暫定版）に基づき前年度の20%増を目指しながら、より回帰効果の高いと考えられる種苗を放流することにより、サケ親魚来遊数の安定化及び増大を図り、漁業収入の維持・向上を目指す。

また、少なくとも令和7年度までは震災の影響による放流尾数減少の影響が続く、来遊数が低迷する可能性が高いことから、定置網漁業、刺網漁業者は当該漁期の漁獲状況を踏まえ、必要に応じて網揚げ協力を実施することにより、河川遡上増大を促し、放流事業の安定化を図る。

（３）付加価値向上対策の推進

市町及び漁業者は、石巻魚市場・女川魚市場（自動選別機や運搬機器等の整備を含む）を流通拠点として、必要な基盤強化対策を講じるとともに高度衛生管理の取組を推進して、漁獲物の付加価値向上を図る。このため市町は、衛生管理・鮮度維持のための各種作業ルールを関係者に周知し、漁業者はこれを遵守する。また、石巻魚市場及び女川魚市場の鮮度保持施設を活用し、低温管理の徹底などにより漁獲物の高鮮度化を図る。

（４）不漁対策・魚種転換

近年、本県沿岸域では親潮の北偏と黒潮の蛇行の影響が強く見られ、漁獲魚種、来遊時期の変化、漁獲の不安定化など、海洋環境が大きく変化している。また、燃油・資材価格の高騰や冷水性魚種の不漁による経営悪化に加え、海洋環境保全や資源保護への関心の高まりや漁業法改正による資源管理強化といった情勢の変化にさらされている。

このような状況を踏まえ、関係漁業種類においては、地域特性、経営の状況と課題などを考慮の上、下記方向性により、新たな操業体制への転換や対策に取り組む。

- i) 海洋環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できる操業体制の構築
- ii) 高付加価値化による収益性の高い漁業経営の確立
- iii) スマート水産技術等を活用した省力化や生産性の向上

（５）磯根資源の維持・確保

全漁業者及び漁協は、関係機関と連携を図りながら、磯根資源の維持・培養を図る。

i) アワビ稚貝放流

アワビは、健全な稚貝の安定的確保が課題であることから、漁協は、漁場の環境変化などのリスクを分散するべく、調達先の多様化を図り安定的な稚貝の購入に努め、漁業者と協力して稚貝放流数を増やし、水揚げ数量の増大を図る。

ii) 磯焼けの防止

漁業者は養殖ワカメ・コンブの生産過程で発生した規格外品（切れ端等）を万丈カゴ又は筒状網に入れてアワビ・ウニの生息域の海底に投下（給餌）し、アワビ・ウニを人為的に肥育することで資源量の増大及び天然藻場の磯焼け防止に努める。また、関係機関と連携し、磯焼け漁場においてウニ除去やアラメ等の投入による藻場再生を図るとともに、小型個体の再放流等の資源保護にも取り組む。なお、除去したウニは、畜養・肥育後、身入り等を確認し、地域イベント等での試験販売を目指す。

iii) ナマコ資源管理等の取組

重要な磯根資源であるナマコについては、安定的な漁獲量が確保されるよう、漁業者による資源管理と適正利用、漁協青年部等による種苗生産・放流等の取組を通じて、資源の維持・増大を図る。

漁業コスト削減のための取組	(1) 船底清掃・減速航行の徹底 全漁業者は、定期的な船底清掃・付着生物防止処理、入出港時の減速航行の徹底に取り組み、燃油消費量の削減を図る。 (2) 省エネ型機器の導入 全漁業者は、機関換装や漁船建造の際、省エネ型推進機関等の積極的な導入により、燃油消費量の削減を図る。 (3) 漁業種別のコスト削減の取組 i) さんま棒受網漁業におけるLED集魚灯導入 さんま棒受網漁業者はLED集魚灯を積極的に導入する（既設置船は更なる換装を進める）ことにより、燃油消費量の削減を図る。 ii) おきあみ1そうびき機船船びき網及びすく網漁業者の操業調整 おきあみ1そうびき機船船びき網及びすくい網漁業者は、漁海況をもとに関係漁業者で協議して操業開始日を決定し、適期に効率的に操業を行うことで、燃油消費量の削減を図る。 iii) いかつり漁業者の昼間操業 いかつり漁業者は、昼釣り可能な岩手県以北の海域での操業比率を増やし、燃油消費量の削減を図る。 iv) 貝桁漁業者の操業時間・日数の削減 1日当たりの操業時間及び年間操業日数を短縮し、漁業コスト削減を図る。 上記以外の漁業種類においても、漁業者は、漁協とともにコスト削減策を検討・実施する。
漁村の活性化のための取組	(1) 漁業者育成・担い手対策の推進 i) 漁業担い手の知識・技術の向上 漁協は、漁業後継者候補者に対し、少子高齢化や漁業就業者の減少の中にあっても水揚げが確保できるよう、漁労作業の効率化・省略化、安全確保、簿記等について必要な知識・技術の習得に向けた研修を行い、若年漁業者の資質向上を図る。 ii) 新規就業者の確保 漁協は県による「みやぎ漁師カレッジ」や市町による担い手確保支援策と連携しながら、新規就業希望者を広く募集するとともに、地域漁業に関する知識や漁労技術等の習得に向けた研修を行う。また、漁業への関心を高めるため、漁協青年部等の団体が必要に応じて観光業界等とも連携しながら、漁業体験等の受入れを行う。 (2) 地元水産物の発信・PR 全漁業者及び市町は、毎月第1・第3日曜日（4月～12月開催）に行われる「石巻ふれあい朝市」や「いしのまき元気いちば」等の物産施設における水産物の販売、毎月第3水曜日「みやぎ水産の日」に合わせて行う販促イベント、「いしのまき大漁まつり」、「おながわ秋の収穫祭」等の地域イベントを通して、地元水産物を積極的に発信し、知名度向上・需要拡大を図る。 (3) 漁港施設等の適切な維持管理 市町は、効率的で安全な漁労環境を確保するために漁港施設・海岸施設を整備し、老朽化対策を行いつつ、施設の適正な維持管理を行う。
活用する支援措置等	浜の活力再生・成長促進交付金（国）、経営体育成総合支援事業（国）、被災地次世代漁業人材確保支援事業（国）、水産多面的機能発揮対策事業（国）、水産物供給基盤整備事業（国）、水産資源環境整備事業（国）、漁業者保証円滑化対策事業（国）、農山漁村地域整備交付金（国）、漁業経営セーフティネット構築事業（国）、漁船漁業復興完遂サポート事業（県）

漁業収入向上の ための取組	(1) 資源の持続安定利用 各漁業種類において、以下の取組により、漁業資源の持続安定化を図りつつ操業することで、魚価及び漁業収入の維持・向上を図る。 なお、これらは漁業者が自主的に取り組むものであり、宮城県小型漁船漁業部会の各委員会で漁期前に協議・確認の上、実施する。 i) 火光利用敷網漁業（コウナゴ） 漁業者は、前出の自主調整方針・資源管理協定に基づき、漁協の管理の下で操業期間、1 隻 1 日当たりの漁獲量上限を定め、その徹底を図り、過剰漁獲防止と魚価安定を図る。 ii) おきあみ 1 そうびき機船船びき網漁業・すくい網漁業（イサダ） 漁業者は、前出の自主調整方針・資源管理協定に基づき、漁協の管理の下で年間総漁獲量、操業期間、操業時間、1 隻 1 日当たりの漁獲量上限を定め、その徹底を図り、過剰漁獲防止と魚価安定を図る。 iii) いかつり漁業（スルメイカ） 漁業者は、前出の自主調整方針・資源管理協定に基づき、漁協の管理の下で 1 隻 1 日当たりの漁獲量上限を定めるとともに、魚体損傷を最小限に留めるべく、船上での規格毎（1 箱 5 kg 当たり尾数：15～50 尾入、20 尾入中心）の箱詰めを徹底して高付加価値化を図る。 iv) さより機船船びき網漁業 漁業者は、前出の自主調整方針に基づき、漁協の管理の下で操業期間、1 ヶ統 1 日当たり漁獲量上限を定め、その徹底を図り、過剰漁獲防止と魚価安定を図る。 v) 刺網漁業（マダラ） 漁業者は、前出の自主調整方針に基づき、沖合での操業時間を定めることにより、沖合底びき網漁船との協調操業体制を継続し、漁獲量の向上・安定化を図る。併せて、網入れ時間を短縮し、漁獲されるマダラの鮮度を保持して高付加価値化を図る。 vi) せん漁業（はも胴漁業） 沖合及び小型底曳網漁船と操業時間・操業場所を調整し海域を拡大しての操業を可能とすることで、漁獲量の向上・安定化を図る。 刺網漁業者、せん漁業者（アナゴ筒、タコかご、ツブかご、カニかご）、小型底びき網漁業者は主要漁場である仙台湾において、対象魚種及び時期ごとに漁場を分割し使い分けることで、効率的な操業と漁獲量の向上・安定を図るとともに、ワタリガニ（抱卵個体と 12cm 以下：自主的に設定）の再放流を行うことで資源維持、漁業収入の安定を図る。 i) ～vi) の取組内容は、各漁業者が自主的に取り組むものであり、宮城県漁業協同組合の宮城県小型漁船漁業部会及び仙台湾漁船漁業部会の各委員会で漁期前に協議・確認の上、実施する。 vii) 貝桁漁業 貝桁漁業の主要漁獲対象となるアカガイについて、漁業者は、漁獲した小型個体（殻長 7 cm 未満：自主的に設定）を再放流し、漁獲可能資源の増加及び漁業資源の持続的な利用を図る。 漁業者は、曳網時の割れ貝発生率を低減するため、1 回当たり曳網時間を短縮する。併せて、1 日当たり操業時間を短縮し、そこで生じた時間を活用し、漁獲物を規格別（殻長 5 mm 毎に 4 段階（中玉～特大））に分類して箱詰めするとともに、割れ貝等の選別を徹底し付加価値向上を図る。 漁業者は、グループによる輪番操業を実施する。また、法人化を見据えた共同経営の実施を検討する。
--------------------------	---

(2) サケふ化放流事業の推進

秋漁の主力のひとつであるサケについては、近年、全国的に来遊状況が低迷しており、資源の安定・増大を図るため、漁業者とふ化場関係者が健苗性の高い種苗の放流に向けて協力する。中部地区の放流尾数は、宮城県さけます増殖振興プラン（暫定版）に基づき前年度の20%増を目指しながら、より回帰効果の高いと考えられる種苗を放流することにより、サケ親魚来遊数の安定化及び増大を図り、漁業収入の維持・向上を目指す。

また、少なくとも令和7年度までは震災の影響による放流尾数減少の影響が続き、来遊数が低迷する可能性が高いことから、定置網漁業、刺網漁業者は当該漁期の漁獲状況を踏まえ、必要に応じて網揚げ協力を実施することにより、河川遡上増大を促し、放流事業の安定化を図る。

(3) 付加価値向上対策の推進

市町及び漁業者は、石巻魚市場・女川魚市場（自動選別機や運搬機器等の整備を含む）を流通拠点として、必要な基盤強化対策を講じるとともに高度衛生管理の取組を推進して、漁獲物の付加価値向上を図る。このため市町は、衛生管理・鮮度維持のための各種作業ルールを関係者に周知し、漁業者はこれを遵守する。また、石巻魚市場及び女川魚市場の鮮度保持施設を活用し、低温管理の徹底などにより漁獲物の高鮮度化を図る。

(4) 不漁対策・魚種転換

近年、本県沿岸域では親潮の北偏と黒潮の蛇行の影響が強く見られ、漁獲魚種、来遊時期の変化、漁獲の不安定化など、海洋環境が大きく変化している。また、燃油・資材価格の高騰や冷水性魚種の不漁による経営悪化に加え、海洋環境保全や資源保護への関心の高まりや漁業法改正による資源管理強化といった情勢の変化にさらされている。

このような状況を踏まえ、関係漁業種類においては、地域特性、経営の状況と課題などを考慮の上、下記方向性により、新たな操業体制への転換や対策に取り組む。

- i) 海洋環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できる操業体制の構築
- ii) 高付加価値化による収益性の高い漁業経営の確立
- iii) スマート水産技術等を活用した省力化や生産性の向上

(5) 磯根資源の維持・確保

全漁業者及び漁協は、関係機関と連携を図りながら、磯根資源の維持・培養を図る。

i) アワビ稚貝放流

アワビは、健全な稚貝の安定的確保が課題であることから、漁協は、漁場の環境変化などのリスクを分散するべく、調達先の多様化を図り安定的な稚貝の購入に努め、漁業者と協力して稚貝放流数を増やし、水揚げ数量の増大を図る。

ii) 磯焼けの防止

漁業者は養殖ワカメ・コンブの生産過程で発生した規格外品（切れ端等）を万丈カゴ又は筒状網に入れてアワビ・ウニの生息域の海底に投下（給餌）し、アワビ・ウニを人為的に肥育することで資源量の増大及び天然藻場の磯焼け防止に努める。また、関係機関と連携し、磯焼け漁場においてウニ除去やアラメ等の投入による藻場再生を図るとともに、小型個体の再放流等の資源保護にも取り組む。なお、除去したウニは、畜養・肥育後、身入り等を確認し、地域イベント等での試験販売を目指す。

iii) ナマコ資源管理等の取組

重要な磯根資源であるナマコについては、安定的な漁獲量が確保されるよう、漁業者による資源管理と適正利用、漁協青年部等による種苗生産・放流等の取組を通じて、資源の維持・増大を図る。

漁業コスト削減のための取組	(1) 船底清掃・減速航行の徹底 全漁業者は、定期的な船底清掃・付着生物防止処理、入出港時の減速航行の徹底に取り組み、燃油消費量の削減を図る。 (2) 省エネ型機器の導入 全漁業者は、機関換装や漁船建造の際、省エネ型推進機関等の積極的な導入により、燃油消費量の削減を図る。 (3) 漁業種別のコスト削減の取組 i) さんま棒受網漁業におけるLED集魚灯導入 さんま棒受網漁業者はLED集魚灯を積極的に導入する（既設置船は更なる換装を進める）ことにより、燃油消費量の削減を図る。 ii) おきあみ1そうびき機船船びき網及びすく網漁業者の操業調整 おきあみ1そうびき機船船びき網及びすくい網漁業者は、漁海況をもとに関係漁業者で協議して操業開始日を決定し、適期に効率的に操業を行うことで、燃油消費量の削減を図る。 iii) いかつり漁業者の昼間操業 いかつり漁業者は、昼釣り可能な岩手県以北の海域での操業比率を増やし、燃油消費量の削減を図る。 iv) 貝桁漁業者の操業時間・日数の削減 1日当たりの操業時間及び年間操業日数を短縮し、漁業コスト削減を図る。 上記以外の漁業種類においても、漁業者は、漁協とともにコスト削減策を検討・実施する。
漁村の活性化のための取組	(1) 漁業者育成・担い手対策の推進 i) 漁業担い手の知識・技術の向上 漁協は、漁業後継者候補者に対し、少子高齢化や漁業就業者の減少の中にあっても水揚げが確保できるよう、漁労作業の効率化・省略化、安全確保、簿記等について必要な知識・技術の習得に向けた研修を行い、若年漁業者の資質向上を図る。 ii) 新規就業者の確保 漁協は県による「みやぎ漁師カレッジ」や市町による担い手確保支援策と連携しながら、新規就業希望者を広く募集するとともに、地域漁業に関する知識や漁労技術等の習得に向けた研修を行う。また、漁業への関心を高めるため、漁協青年部等の団体が必要に応じて観光業界等とも連携しながら、漁業体験等の受入れを行う。 (2) 地元水産物の発信・PR 全漁業者及び市町は、毎月第1・第3日曜日（4月～12月開催）に行われる「石巻ふれあい朝市」や「いしのまき元気いちば」等の物産施設における水産物の販売、毎月第3水曜日「みやぎ水産の日」に合わせて行う販促イベント、「いしのまき大漁まつり」、「おながわ秋の収穫祭」等の地域イベントを通して、地元水産物を積極的に発信し、知名度向上・需要拡大を図る。 (3) 漁港施設等の適切な維持管理 市町は、効率的で安全な漁労環境を確保するために漁港施設・海岸施設を整備し、老朽化対策を行いつつ、施設の適正な維持管理を行う。
活用する支援措置等	浜の活力再生・成長促進交付金（国）、経営体育成総合支援事業（国）、被災地次世代漁業人材確保支援事業（国）、水産多面的機能発揮対策事業（国）、水産物供給基盤整備事業（国）、水産資源環境整備事業（国）、漁業者保証円滑化対策事業（国）、農山漁村地域整備交付金（国）、漁業経営セーフティネット構築事業（国）、漁船漁業復興完遂サポート事業（県）

漁業収入向上の ための取組	(1) 資源の持続安定利用 各漁業種類において、以下の取組により、漁業資源の持続安定化を図りつつ操業することで、魚価及び漁業収入の維持・向上を図る。 なお、これらは漁業者が自主的に取り組むものであり、宮城県小型漁船漁業部会の各委員会で漁期前に協議・確認の上、実施する。 i) 火光利用敷網漁業（コウナゴ） 漁業者は、前出の自主調整方針・資源管理協定に基づき、漁協の管理の下で操業期間、1 隻 1 日当たりの漁獲量上限を定め、その徹底を図り、過剰漁獲防止と魚価安定を図る。 ii) おきあみ 1 そうびき機船船びき網漁業・すくい網漁業（イサダ） 漁業者は、前出の自主調整方針・資源管理協定に基づき、漁協の管理の下で年間総漁獲量、操業期間、操業時間、1 隻 1 日当たりの漁獲量上限を定め、その徹底を図り、過剰漁獲防止と魚価安定を図る。 iii) いかつり漁業（スルメイカ） 漁業者は、前出の自主調整方針・資源管理協定に基づき、漁協の管理の下で 1 隻 1 日当たりの漁獲量上限を定めるとともに、魚体損傷を最小限に留めるべく、船上での規格毎（1 箱 5 kg 当たり尾数：15～50 尾入、20 尾入中心）の箱詰めを徹底して高付加価値化を図る。 iv) さより機船船びき網漁業 漁業者は、前出の自主調整方針に基づき、漁協の管理の下で操業期間、1 ヶ統 1 日当たり漁獲量上限を定め、その徹底を図り、過剰漁獲防止と魚価安定を図る。 v) 刺網漁業（マダラ） 漁業者は、前出の自主調整方針に基づき、沖合での操業時間を定めることにより、沖合底びき網漁船との協調操業体制を継続し、漁獲量の向上・安定化を図る。併せて、網入れ時間を短縮し、漁獲されるマダラの鮮度を保持して高付加価値化を図る。 vi) せん漁業（はも胴漁業） 沖合及び小型底曳網漁船と操業時間・操業場所を調整し海域を拡大しての操業を可能とすることで、漁獲量の向上・安定化を図る。 刺網漁業者、せん漁業者（アナゴ筒、タコかご、ツブかご、カニかご）、小型底びき網漁業者は主要漁場である仙台湾において、対象魚種及び時期ごとに漁場を分割し使い分けることで、効率的な操業と漁獲量の向上・安定を図るとともに、ワタリガニ（抱卵個体と 12cm 以下：自主的に設定）の再放流を行うことで資源維持、漁業収入の安定を図る。 i) ～ vi) の取組内容は、各漁業者が自主的に取り組むものであり、宮城県漁業協同組合の宮城県小型漁船漁業部会及び仙台湾漁船漁業部会の各委員会で漁期前に協議・確認の上、実施する。 vii) 貝桁漁業 貝桁漁業の主要漁獲対象となるアカガイについて、漁業者は、漁獲した小型個体（殻長 7 cm 未満：自主的に設定）を再放流し、漁獲可能資源の増加及び漁業資源の持続的な利用を図る。 漁業者は、曳網時の割れ貝発生率を低減するため、1 回当たり曳網時間を短縮する。併せて、1 日当たり操業時間を短縮し、そこで生じた時間を活用し、漁獲物を規格別（殻長 5 mm 毎に 4 段階（中玉～特大））に分類して箱詰めするとともに、割れ貝等の選別を徹底し付加価値向上を図る。 漁業者は、グループによる輪番操業を実施する。また、法人化を見据えた共同経営の実施を検討する。 (2) サケふ化放流事業の推進 秋漁の主力のひとつであるサケについては、引き続き漁業者とふ化場
--------------------------	--

	関係者が協力し、資源の安定・増大を目的とした健苗性の高い種苗の放流に向けた各種取組を実施して、サケ親魚の来遊数増加を図り、漁業収入の維持・向上を目指す。 また、震災の影響や採卵数低下による放流尾数減少の影響が続き、来遊数が回復しない可能性も考えられることから、定置網漁業、刺網漁業者は当該漁期の漁獲状況を踏まえ、必要に応じて網揚げ協力を実施することにより、河川遡上増大を促し、放流事業の安定化を図る。 (3) 付加価値向上対策の推進 市町及び漁業者は、石巻魚市場・女川魚市場（自動選別機や運搬機器等の整備を含む）を流通拠点として、必要な基盤強化対策を講じるとともに高度衛生管理の取組を推進して、漁獲物の付加価値向上を図る。このため市町は、衛生管理・鮮度維持のための各種作業ルールを関係者に周知し、漁業者はこれを遵守する。また、石巻魚市場及び女川魚市場の鮮度保持施設を活用し、低温管理の徹底などにより漁獲物の高鮮度化を図る。 (4) 不漁対策・魚種転換 近年、本県沿岸域では親潮の北偏と黒潮の蛇行の影響が強く見られ、漁獲魚種、来遊時期の変化、漁獲の不安定化など、海洋環境が大きく変化している。また、燃油・資材価格の高騰や冷水性魚種の不漁による経営悪化に加え、海洋環境保全や資源保護への関心の高まりや漁業法改正による資源管理強化といった情勢の変化にさらされている。 このような状況を踏まえ、関係漁業種類においては、地域特性、経営の状況と課題などを考慮の上、下記方向性により、新たな操業体制への転換や対策に取り組む。 i) 海洋環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できる操業体制の構築 ii) 高付加価値化による収益性の高い漁業経営の確立 iii) スマート水産技術等を活用した省力化や生産性の向上 (5) 磯根資源の維持・確保 全漁業者及び漁協は、関係機関と連携を図りながら、磯根資源の維持・培養を図る。 i) アワビ稚貝放流 アワビは、健全な稚貝の安定的確保が課題であることから、漁協は、漁場の環境変化などのリスクを分散するべく、調達先の多様化を図り安定的な稚貝の購入に努め、漁業者と協力して稚貝放流数を増やし、水揚げ数量の増大を図る。 ii) 磯焼けの防止 漁業者は養殖ワカメ・コンブの生産過程で発生した規格外品（切れ端等）を万丈カゴ又は筒状網に入れてアワビ・ウニの生息域の海底に投下（給餌）し、アワビ・ウニを人為的に肥育することで資源量の増大及び天然藻場の磯焼け防止に努める。また、関係機関と連携し、磯焼け漁場においてウニ除去やアラメ等の投入による藻場再生を図るとともに、小型個体の再放流等の資源保護にも取り組む。なお、除去したウニは、畜養・肥育後、身入り等を確認し、地域イベント等での試験販売を目指す。 iii) ナマコ資源管理等の取組 重要な磯根資源であるナマコについては、安定的な漁獲量が確保されるよう、漁業者による資源管理と適正利用、漁協青年部等による種苗生産・放流等の取組を通じて、資源の維持・増大を図る。
漁業コスト削減のための取組	(1) 船底清掃・減速航行の徹底 全漁業者は、定期的な船底清掃・付着生物防止処理、入出港時の減速航行の徹底に取り組み、燃油消費量の削減を図る。 (2) 省エネ型機器の導入

	全漁業者は、機関換装や漁船建造の際、省エネ型推進機関等の積極的な導入により、燃油消費量の削減を図る。 (3) 漁業種別のコスト削減の取組 i) さんま棒受網漁業におけるLED集魚灯導入 さんま棒受網漁業者はLED集魚灯を積極的に導入する（既設置船は更なる換装を進める）ことにより、燃油消費量の削減を図る。 ii) おきあみ1そうびき機船船びき網及びすく網漁業者の操業調整 おきあみ1そうびき機船船びき網及びすく網漁業者は、漁海況をもとに関係漁業者で協議して操業開始日を決定し、適期に効率的に操業を行うことで、燃油消費量の削減を図る。 iii) いかつり漁業者の昼間操業 いかつり漁業者は、昼釣り可能な岩手県以北の海域での操業比率を増やし、燃油消費量の削減を図る。 iv) 貝桁漁業者の操業時間・日数の削減 1日当たりの操業時間及び年間操業日数を短縮し、漁業コスト削減を図る。 上記以外の漁業種類においても、漁業者は、漁協とともにコスト削減策を検討・実施する。
漁村の活性化のための取組	(1) 漁業者育成・担い手対策の推進 i) 漁業担い手の知識・技術の向上 漁協は、漁業後継者候補者に対し、少子高齢化や漁業就業者の減少の中にあっても水揚げが確保できるよう、漁労作業の効率化・省略化、安全確保、簿記等について必要な知識・技術の習得に向けた研修を行い、若年漁業者の資質向上を図る。 ii) 新規就業者の確保 漁協は県による「みやぎ漁師カレッジ」や市町による担い手確保支援策と連携しながら、新規就業希望者を広く募集するとともに、地域漁業に関する知識や漁労技術等の習得に向けた研修を行う。また、漁業への関心を高めるため、漁協青年部等の団体が必要に応じて観光業界等とも連携しながら、漁業体験等の受入れを行う。 (2) 地元水産物の発信・PR 全漁業者及び市町は、毎月第1・第3日曜日（4月～12月開催）に行われる「石巻ふれあい朝市」や「いしのまき元気いちば」等の物産施設における水産物の販売、毎月第3水曜日「みやぎ水産の日」に合わせて行う販促イベント、「いしのまき大漁まつり」、「おながわ秋の収穫祭」等の地域イベントを通して、地元水産物を積極的に発信し、知名度向上・需要拡大を図る。 (3) 漁港施設等の適切な維持管理 市町は、効率的で安全な漁労環境を確保するために漁港施設・海岸施設を整備し、老朽化対策を行いつつ、施設の適正な維持管理を行う。
活用する支援措置等	浜の活力再生・成長促進交付金（国）、経営体育成総合支援事業（国）、被災地次世代漁業人材確保支援事業（国）、水産多面的機能発揮対策事業（国）、水産物供給基盤整備事業（国）、水産資源環境整備事業（国）、漁業者保証円滑化対策事業（国）、農山漁村地域整備交付金（国）、漁業経営セーフティネット構築事業（国）、漁船漁業復興完遂サポート事業（県）

5年目（令和10年度） 所得向上率（基準年比）10.7%

漁業収入向上のための取組	(1) 資源の持続安定利用 各漁業種類において、以下の取組により、漁業資源の持続安定化を図りつつ操業することで、魚価及び漁業収入の維持・向上を図る。 なお、これらは漁業者が自主的に取り組むものであり、宮城県小型漁
--------------	---

船漁業部会の各委員会で漁期前に協議・確認の上、実施する。

i) 火光利用敷網漁業（コウナゴ）

漁業者は、前出の自主調整方針・資源管理協定に基づき、漁協の管理の下で操業期間、1隻1日当たりの漁獲量上限を定め、その徹底を図り、過剰漁獲防止と魚価安定を図る。

ii) おきあみ1そうびき機船船びき網漁業・すくい網漁業（イサダ）

漁業者は、前出の自主調整方針・資源管理協定に基づき、漁協の管理の下で年間総漁獲量、操業期間、操業時間、1隻1日当たりの漁獲量上限を定め、その徹底を図り、過剰漁獲防止と魚価安定を図る。

iii) いかつり漁業（スルメイカ）

漁業者は、前出の自主調整方針・資源管理協定に基づき、漁協の管理の下で1隻1日当たりの漁獲量上限を定めるとともに、魚体損傷を最小限に留めるべく、船上での規格毎（1箱5kg当たり尾数：15～50尾入、20尾入中心）の箱詰めを徹底して高付加価値化を図る。

iv) さより機船船びき網漁業

漁業者は、前出の自主調整方針に基づき、漁協の管理の下で操業期間、1ヶ統1日当たり漁獲量上限を定め、その徹底を図り、過剰漁獲防止と魚価安定を図る。

v) 刺網漁業（マダラ）

漁業者は、前出の自主調整方針に基づき、沖合での操業時間を定めることにより、沖合底びき網漁船との協調操業体制を継続し、漁獲量の向上・安定化を図る。併せて、網入れ時間を短縮し、漁獲されるマダラの鮮度を保持して高付加価値化を図る。

vi) せん漁業（はも胴漁業）

沖合及び小型底曳網漁船と操業時間・操業場所を調整し海域を拡大しての操業を可能とすることで、漁獲量の向上・安定化を図る。

刺網漁業者、せん漁業者（アナゴ筒、タコかご、ツブかご、カニかご）、小型底びき網漁業者は主要漁場である仙台湾において、対象魚種及び時期ごとに漁場を分割し使い分けることで、効率的な操業と漁獲量の向上・安定を図るとともに、ワタリガニ（抱卵個体と12cm以下：自主的に設定）の再放流を行うことで資源維持、漁業収入の安定を図る。

i)～vi)の取組内容は、各漁業者が自主的に取り組むものであり、宮城県漁業協同組合の宮城県小型漁船漁業部会及び仙台湾漁船漁業部会の各委員会で漁期前に協議・確認の上、実施する。

vii) 貝桁漁業

貝桁漁業の主要漁獲対象となるアカガイについて、漁業者は、漁獲した小型個体（殻長7cm未満：自主的に設定）を再放流し、漁獲可能資源の増加及び漁業資源の持続的な利用を図る。

漁業者は、曳網時の割れ貝発生率を低減するため、1回当たり曳網時間を短縮する。併せて、1日当たり操業時間を短縮し、そこで生じた時間を活用し、漁獲物を規格別（殻長5mm毎に4段階（中玉～特大））に分類して箱詰めするとともに、割れ貝等の選別を徹底し付加価値向上を図る。

漁業者は、グループによる輪番操業を実施する。また、法人化を見据えた共同経営の実施を検討する。

(2) サケふ化放流事業の推進

秋漁の主力のひとつであるサケについては、引き続き漁業者とふ化場関係者が協力し、資源の安定・増大を目的とした健苗性の高い種苗の放流に向けた各種取組を実施して、サケ親魚の来遊数増加を図り、漁業収入の維持・向上を目指す。

また、震災の影響や採卵数低下による放流尾数減少の影響が続き、来遊数が回復しない可能性も考えられることから、定置網漁業、刺網漁業

	者は当該漁期の漁獲状況を踏まえ、必要に応じて網揚げ協力を実施することにより、河川遡上増大を促し、放流事業の安定化を図る。 (3) 付加価値向上対策の推進 市町及び漁業者は、石巻魚市場・女川魚市場（自動選別機や運搬機器等の整備を含む）を流通拠点として、必要な基盤強化対策を講じるとともに高度衛生管理の取組を推進して、漁獲物の付加価値向上を図る。このため市町は、衛生管理・鮮度維持のための各種作業ルールを関係者に周知し、漁業者はこれを遵守する。また、石巻魚市場及び女川魚市場の鮮度保持施設を活用し、低温管理の徹底などにより漁獲物の高鮮度化を図る。 (4) 不漁対策・魚種転換 近年、本県沿岸域では親潮の北偏と黒潮の蛇行の影響が強く見られ、漁獲魚種、来遊時期の変化、漁獲の不安定化など、海洋環境が大きく変化している。また、燃油・資材価格の高騰や冷水性魚種の不漁による経営悪化に加え、海洋環境保全や資源保護への関心の高まりや漁業法改正による資源管理強化といった情勢の変化にさらされている。 このような状況を踏まえ、関係漁業種類においては、地域特性、経営の状況と課題などを考慮の上、下記方向性により、新たな操業体制への転換や対策に取り組む。 i) 海洋環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できる操業体制の構築 ii) 高付加価値化による収益性の高い漁業経営の確立 iii) スマート水産技術等を活用した省力化や生産性の向上 (5) 磯根資源の維持・確保 全漁業者及び漁協は、関係機関と連携を図りながら、磯根資源の維持・培養を図る。 i) アワビ稚貝放流 アワビは、健全な稚貝の安定的確保が課題であることから、漁協は、漁場の環境変化などのリスクを分散するべく、調達先の多様化を図り安定的な稚貝の購入に努め、漁業者と協力して稚貝放流数を増やし、水揚げ数量の増大を図る。 ii) 磯焼けの防止 漁業者は養殖ワカメ・コンブの生産過程で発生した規格外品（切れ端等）を万丈カゴ又は筒状網に入れてアワビ・ウニの生息域の海底に投下（給餌）し、アワビ・ウニを人為的に肥育することで資源量の増大及び天然藻場の磯焼け防止に努める。また、関係機関と連携し、磯焼け漁場においてウニ除去やアラメ等の投入による藻場再生を図るとともに、小型個体の再放流等の資源保護にも取り組む。なお、除去したウニは、畜養・肥育後、身入り等を確認し、地域イベント等での試験販売を目指す。 iii) ナマコ資源管理等の取組 重要な磯根資源であるナマコについては、安定的な漁獲量が確保されるよう、漁業者による資源管理と適正利用、漁協青年部等による種苗生産・放流等の取組を通じて、資源の維持・増大を図る。
漁業コスト削減のための取組	(1) 船底清掃・減速航行の徹底 全漁業者は、定期的な船底清掃・付着生物防止処理、入出港時の減速航行の徹底に取り組み、燃油消費量の削減を図る。 (2) 省エネ型機器の導入 全漁業者は、機関換装や漁船建造の際、省エネ型推進機関等の積極的な導入により、燃油消費量の削減を図る。 (3) 漁業種別のコスト削減の取組 i) さんま棒受網漁業におけるLED集魚灯導入

	さんま棒受網漁業者はＬＥＤ集魚灯を積極的に導入する（既設置船は更なる換装を進める）ことにより、燃油消費量の削減を図る。 ii) おきあみ１そうびき機船船びき網及びすく網漁業者の操業調整 おきあみ１そうびき機船船びき網及びすくい網漁業者は、漁海況をもとに関係漁業者で協議して操業開始日を決定し、適期に効率的に操業を行うことで、燃油消費量の削減を図る。 iii) いかつり漁業者の昼間操業 いかつり漁業者は、昼釣り可能な岩手県以北の海域での操業比率を増やし、燃油消費量の削減を図る。 iv) 貝桁漁業者の操業時間・日数の削減 １日当たりの操業時間及び年間操業日数を短縮し、漁業コスト削減を図る。 上記以外の漁業種類においても、漁業者は、漁協とともにコスト削減策を検討・実施する。
漁村の活性化のための取組	(1) 漁業者育成・担い手対策の推進 i) 漁業担い手の知識・技術の向上 漁協は、漁業後継者候補者に対し、少子高齢化や漁業就業者の減少の中にあっても水揚げが確保できるよう、漁労作業の効率化・省略化、安全確保、簿記等について必要な知識・技術の習得に向けた研修を行い、若年漁業者の資質向上を図る。 ii) 新規就業者の確保 漁協は県による「みやぎ漁師カレッジ」や市町による担い手確保支援策と連携しながら、新規就業希望者を広く募集するとともに、地域漁業に関する知識や漁労技術等の習得に向けた研修を行う。また、漁業への関心を高めるため、漁協青年部等の団体が必要に応じて観光業界等とも連携しながら、漁業体験等の受入れを行う。 (2) 地元水産物の発信・ＰＲ 全漁業者及び市町は、毎月第１・第３日曜日（４月～１２月開催）に行われる「石巻ふれあい朝市」や「いしのまき元気いちば」等の物産施設における水産物の販売、毎月第３水曜日「みやぎ水産の日」に合わせて行う販促イベント、「いしのまき大漁まつり」、「おながわ秋の収穫祭」等の地域イベントを通して、地元水産物を積極的に発信し、知名度向上・需要拡大を図る。 (3) 漁港施設等の適切な維持管理 市町は、効率的で安全な漁労環境を確保するために漁港施設・海岸施設を整備し、老朽化対策を行いつつ、施設の適正な維持管理を行う。
活用する支援措置等	浜の活力再生・成長促進交付金（国）、経営体育成総合支援事業（国）、被災地次世代漁業人材確保支援事業（国）、水産多面的機能発揮対策事業（国）、水産物供給基盤整備事業（国）、水産資源環境整備事業（国）、漁業者保証円滑化対策事業（国）、農山漁村地域整備交付金（国）、漁業経営セーフティネット構築事業（国）、漁船漁業復興完遂サポート事業（県）

(5) 関係機関との連携

当プランによる取組効果を十分に発揮させるために、宮城県（水産担当部署・地方振興事務所・試験研究機関）や関係市町、宮城県漁業共済組合、その他研究機関等との連携を積極的に図る。

(6) 取組の評価・分析の方法・実施体制

地域漁業再生委員会とオブザーバーの県が、年2回程度（7月及び1月頃）打合せを行い、取組状況の確認を行う。

4 目標

(1) 所得目標

漁業者の所得の 向上10%以上	基準年		千円
			千円
	目標年		千円
			千円

(2) 上記の算出方法及びその妥当性

--

(3) 所得目標以外の成果目標

新たな操業体制への転換に 取り組んだ件数	基準値	平成30年度～令和4 年度平均：	0 件
	目標年	令和10年度：	6 6 件
新規就業者数 (沿岸漁船漁業)	基準値	平成30年度～令和4 年度平均：	1 人／年
	目標年	令和10年度：	8 人／年

(4) 上記の算出方法及びその妥当性

県が毎年実施する新規漁業就業者数調査によれば、平成30年度：7人、令和元年度：1人、令和2年度：9人、令和3年度：7人、令和4年度：7人（5年累計31人）となっている。昨今どの業界も人手不足の状況にあるが、令和6年度以降、国や県の漁業担い手確保育成施策が拡充されることから、これらの事業を活用しながら新規就業者の呼び込みを図り、毎年度8人の新規漁業就業者の確保（累計40人）を図る。

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性
浜の活力再生・成長促進交付金 (水産業強化支援事業) (国)	鮮度保持施設等の漁業経営構造の改善に資する共同利用施設の整備のために活用する。
経営体育成総合支援事業 (国)	漁業担い手確保の取組推進のために活用する。
被災地次世代漁業人材確保支援事業 (国)	漁業担い手確保の取組推進のために活用する。
水産多面的機能発揮対策事業 (国)	ウニ除去や藻場造成など磯根資源確保のための取組に活用する。
水産物供給基盤整備事業 (国)	安定した水産物基盤確保のための取組に活用する。

水産資源環境整備事業（国）	漁場の生産力の回復や増大を図るための取組に活用する。
漁業者保証円滑化対策事業（国）	漁業経営改善のための取組に活用する。
農山漁村地域整備交付金（国）	漁港の整備により効率的で安全な漁業活動を確保するために活用する。
漁業経営セーフティネット構築事業（国）	燃油価格高騰時における燃油コスト削減の一助としての底支えに活用する。
漁船漁業復興完遂サポート事業（県）	不漁対策や新たな操業体制への転換に係る取組に活用する。